

■ 川南町持家取得助成制度 ■

川南町持家取得助成制度は、自己の居住用の住宅を取得された子育て世代に対し、その費用の一部を助成することで、本町への「移住・定住」を促進し、活力ある地域づくりを目的とする制度です。

◆この制度は、令和7年度から3か年計画の事業です。

◆着工前に“事前登録”が必要です。

1 事前登録

契 約 - 事前登録 - 着 工 - 完 成 - 登記・引っ越し - 申 請 - …

着工前に“事前登録”を行ってください。

2 資格要件と助成内容

(1) 資格要件

	内 容
① 契約	・ 契約日が平成31年4月1日以降であること。 ＜契約日＞住宅を建築する場合：建築請負に係る契約を行った日 住宅を購入する場合：売買契約を行った日
② 登記	・ 当該住宅の登記簿に所有者又は所有権者として記載されていること。
③ 住宅要件	・ 台所、便所、浴室、玄関、居室及び子ども部屋があること。 ・ 延床面積（倉庫、車庫等の附属建物は除く）が50m ² 以上であること。 ・ 建物の価格が、500万円以上であること。 ・ 2親等以内の親族から購入した住宅でないこと。 ※相続、贈与など対価を伴わない事由により取得したものは除きます。 ※併用住宅の場合は、居住部分の床面積を対象とします。
④ 町税等の 納税	・ 世帯を構成する全ての方が、本町及び従前の居住地において、町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。
⑤ その他	・ 夫婦又はひとり親であること。 ・ 同じ住宅に居住する全ての方及び当該住宅が本制度の交付対象とされたことがないこと。

(2) 助成額

夫婦の合計年齢に応じて、以下の金額を交付します。なお、ひとり親の場合は、申請者の年齢を2倍にした数で算出します。

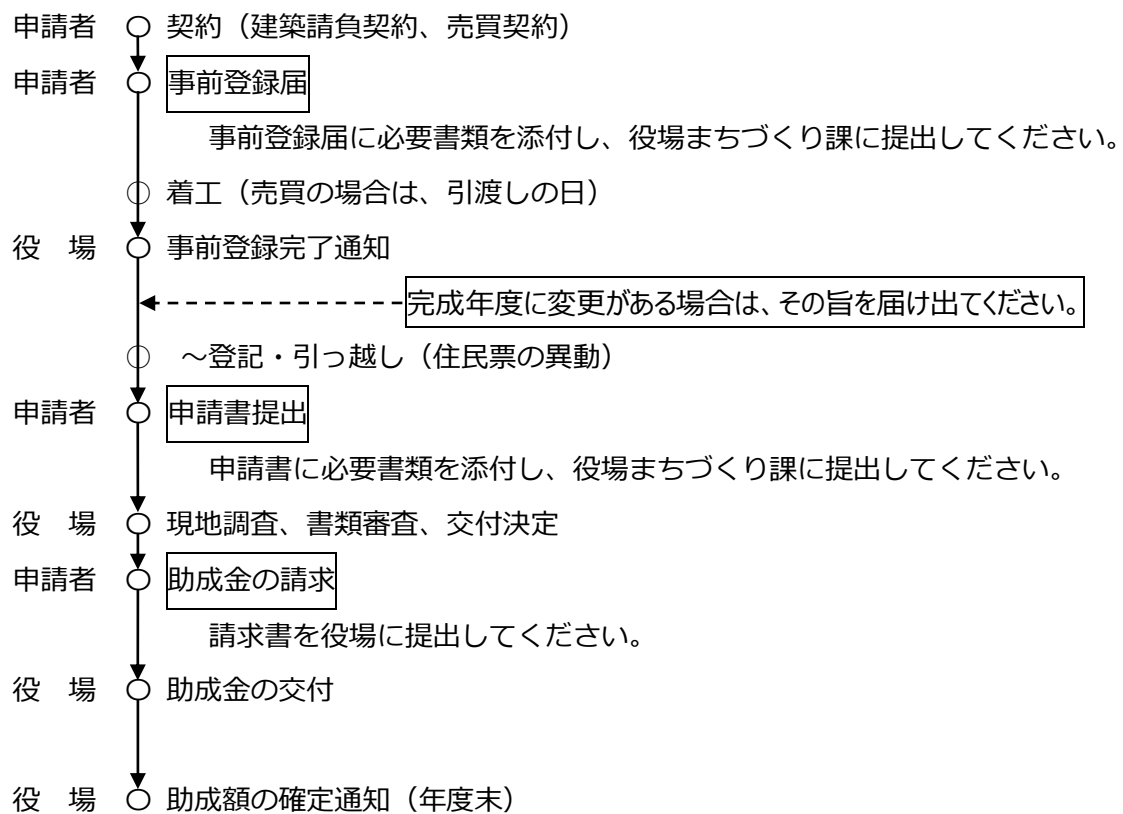
100歳以下： 50万円 70歳以下： 70万円

80歳以下： 60万円 60歳以下：100万円

(3) 交付の方法

契約の相手方が町内業者の場合は全額銀行振込、町外業者の場合は15万円分を川南町電子地域通貨で、残りを銀行振込で交付します。

3 手続の流れ



<注意事項>

- ・ 郵送による受付は行っていません。まちづくり課（役場2F）まで持参してください。
- ・ 手続の際、書類に捺印された印鑑を必ず持参してください。
- ・ 提出された書類は、返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 不正に助成金を受給したことが判明した場合には、助成金を返還していただくことがあります。

4 事前登録に必要な書類

	書 類	説 明
①	持家取得助成金事前登録届	様式第1号
②	住宅取得予定地の位置図又は 現地案内図	住宅の場所が分かる地図
③	住宅配置図及び各階平面図	店舗等がある併用住宅の場合は、居住用面積と店舗等の面積が明らかになるもの。
④	契約書の写し及び原本 ※収入印紙が貼られているもの	※契約書原本は確認後、返却します。 建築：建築請負契約書、売買：売買契約書

5 申請に必要な書類

	書 類	説 明
①	持家取得助成金交付申請書	様式第3号
②	住宅の登記事項証明書	発行から1月以内のもの。高鍋町の法務局で発行してもらえます。
③	町税等に滞納がないことを証明する証明書（納税証明など）	本町に居住する方で納税状況の調査に同意する方は、証明書の添付は必要ありません。
④	住宅の写真	外観がわかるものを準備してください。
⑤	事前登録完了通知書の写し	役場が発行したもののコピー

◆◆持家取得助成 Q&A◆◆

【資格関係】

	質 問	回 答
1	既存の家を建て替えます。助成対象になりますか？	建替えも助成対象になります。住所の異動がない場合は、建物の引渡し日を異動の日とみなします。
2	既存の家を増設します。助成対象になりますか？	増設した部分に、台所、便所、玄関、居室及び子ども部屋があり、その他の要件を満たせば、助成対象になります。
3	2世帯住宅の場合は、助成対象となりますか？	申請者とその配偶者の所有権持分割合で面積、建物価格を算出します。算出結果が、要件を満たせば助成対象となります。
4	夫婦の合計年齢は、いつの時点で判断するのですか？	申請日時点 での年齢で判断します。
5	再婚でも対象になりますか？	対象となります。ただし、夫婦のどちらかが、この助成制度の交付を受けたことがある場合及び同一婚は、対象になりません。

【住宅関係】

	質 問	回 答
6	家を建築し、生活を開始しましたが、登記を行っていません。助成対象になりますか？	対象になりません。 この制度は、建物の登記事項証明書で、所有権の確認を行いますので、登記を行っている住宅を対象とします。

7	土地の代金も含まれている建売住宅を購入しました。対象となりますか。	助成の対象は、建物のみですので、土地代は含みません。売買契約書等で、土地代金が明らかになる場合は、その価格を総額より差し引いたものを建物の価格として計算します。売買契約書等で明らかにならない場合は、固定資産税の算出に使用する単価で土地代金を算出します。
---	-----------------------------------	--

【申請関係】

	質 問	回 答
8	助成金の申請や請求は郵送でも良いのですか？	郵送による受付はできません。役場まちづくり課までお越しください。
9	助成金の申請者は、誰でも良いのですか？	当該住宅の登記事項証明書における所有者又は所有権者として記載がなされている方で、当該住宅の所在地を住所として定め、実際に生活されている方が、申請を行ってください。

お問合せ先：役場 まちづくり課 人口対策係 0983-27-8002